

基準 2 内部質保証

(1) 現状説明

有効性や適切性の判断を必ず記載してください。

点検・評価項目① : 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点 1 : 下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセスなど）

本学では、大谷大学学則第 2 条および大谷大学大学院学則第 2 条において、学則第 1 条に定められた本学の「目的及び使命の達成並びにその教育研究水準の向上に資するため、本学における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする」と定めている（資料 2-1、資料 2-2）。

本学では内部質保証に関わる大学の基本方針を、「本学は、建学の理念の実現のため 3 つの方針に基づいた教育活動を展開し、教育の質の向上をめざす。そのために適正な教員組織を編成し、教職員の資質の向上を図り、学生支援の充実を図る。また、教育研究活動の促進に必要な環境を整え、社会に貢献できる開かれた大学として永続するよう、経営基盤の整備に対し不断の努力を行う」と定め、大谷大学の Web ページにおいて公表している（資料 2-3 <http://www.otani.ac.jp/annai/nab3mq000003cn7u-att/nab3mq000003cnaz.pdf>）。

本学の内部質保証に関わる規定である自己点検・評価規程は、学則の第 2 条と内部質保証の方針に基づいて設定されている（資料 2-4）。本学の自己点検・評価委員は、学長、学監・副学長、学監・事務局長、教育・学生支援担当副学長、研究・国際交流担当副学長、学生部長、入学センター長、文学部長、社会学部長、教育学部長、大学院文学研究科長、短期大学部長、企画・入試部事務部長、総務部事務部長、学生支援部事務部長、教育研究支援部事務部長で構成される（資料 2-4 第 3 条）。本学における自己点検評価委員会は、委員長である学長（資料 2-4 第 4 条）をはじめ、大学の業務に関わる意思決定機関である「大学運営会議」のメンバーでもある（基準 10-1 点検・評価項目②参照）。したがって、本学の内部質保証は大学の意思決定機関である大学運営会議の責任において実施することとなる。

実際の役割に関しても、自己点検・評価規程において示している。内部質保証委員会の役割は、内部質保証のための方針及び手続並びに内部質保証システムの適切性の点検・評価、自己点検・評価報告書の検証、自己点検・評価報告書の公表、外部評価結果の検証、改善の指示及びその検証、認証評価の受審及び評価結果への対応として、自己点検・評価

規程で定められている（資料 2-4 第 7 条）。その活動の結果、内部質保証委員会から改善を受けた学部・研究科・事務部局は委員会が定める期間内に改善報告を行うことも同規程で定めている（資料 2-4 第 8 条）。また、本学の自己点検・評価規程では、報告書の作成や検討に関わる組織として運営部会（資料 2-4 第 9 条・第 10 条）、自己点検・評価活動に関わる調査を行う組織として作業部会（資料 2-4 第 11 条）を定めており、これらの組織に基づいて各部局の内部質保証システムが機能している。

本学ではこれらの規程に基づき、各学部、研究科、および、事務局が教育研究を始めとする各種方針（資料 2-5 <http://www.otani.ac.jp/annai/nab3mq000003cn7u.html>）に基づいて内部質保証のための活動を実施することとなる。2018 年度以降の内部質保証システムでは大学基準協会の設定した評価基準を軸として評価・点検を実施する（資料 2-6）。

本学における内部質保証は学則に基づいて定められた自己点検・評価規程によって全学的な体制で内部質保証を行うことを明示している。各部局が公開された各種方針に従って、自己点検・評価活動を実施する体制であり、方針に基づいた活動、点検、改善を取る PDCA サイクルも妥当な形で明示しているといえる。

点検・評価項目② : 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点 1 : 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備

評価の視点 2 : 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

本学の内部質保証システムでは、全学的に内部質保証を推進する組織として内部質保証委員会を置いている（資料 2-4 第 2 条）。その委員長を学長、議長を学監・副学長として、構成員を各部局の責任者（教育・学生支援担当副学長、研究・国際交流担当副学長、学生部長、入学センター長、各学部長、研究科長、学監事務局長、各事務部長）としている（資料 2-4 第 3～5 条）。また、その効果について主に教学的な視点から調査を行う内部質保証委員会作業部会（アンケート部会）、および、自己点検・評価の現状の確認を行う運営部会を設定することも、自己点検・評価規程で制定している（資料 2-4）。

内部保障委員会の実際の役割は、内部質保証システムの適切性の点検・評価（資料 2-4 第 7 条 1 項）、自己点検・評価活動の実施（資料 2-4 第 7 条 2 項）となる。これにより、各部局の長、および、執行部が委員となり内部質保証の点検・評価を行うことで、問題点の把握、計画の立案、および、その責任を負う体制をとることが可能となっている。

本学では内部質保証の方針に基づいて自己点検・評価活動を実施してきたが、2018 年 4 月より新たな内部質保証システムのもとで自己点検・評価活動を実施している（資料 2-6）。2018 年度以前の内部保障システムでは、自己点検・評価委員会が中心となって自己点検・評価活動を実施してきた。この自己点検・評価委員会は、学監・副学長を委員長とし、自己点検・評価活動推進責任者として任命された学長補佐、教授会や各種委員会から任命した教員と各事務局各部の事務部長で実施されていた。自己点検・評価委員は第三者的な視点で学部・研究科・各事務部局から提出された「自己点検・評価報告書」の評価をしてきたが、内部質保証推進の責任の所在を大学執行部にあることを明確にし、より効率的な形で内部質保証を推進するため、現在の内部質保証システムに変更した。これにより、全学

的な内部質保証が可能になった。

本学の内部質保証システムは各部局の長の責任において実施されていることから、その責任の所在、および、全学的な体制として十分に整備されているといえる。

点検・評価項目③ : 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み

評価の視点3：行政機関、認証評価機関等からの指導事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

評価の視点4：点検・評価における客観性、妥当性の確保

大谷大学の学士課程教育においては、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、及び、学生の受け入れ方針はすべて学則第1条の目的「大谷大学(以下「本学」という。)は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、仏教の精神に則り、人格を育成するとともに、仏教並びに人文に関する学術を教授研究し、広く世界文化に貢献することを目的とする。(資料2-1 第1条)」に基づいて策定している。同様に、大谷大学大学院においても学則第1条の目的「大谷大学大学院(以下「本学大学院」という。)は、仏教の精神に則り、仏教並びに人文・社会に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。(資料2-2)」に基づいて策定されている。それぞれの方針は大学のWebページにおいても公表している(資料2-5)。2017年度の自己点検評価活動は、従来の内部質保証システムのもとで自己点検・評価報告書を作成し、公表している。2018年度以降は新たに内部質保証委員会のもとに全学的な点検・評価を行う取り組みとして実施し、公表する。

大学全体の質保証としては、2015(平成27)年度に公益財団法人大学基準協会による大学評価ならびに認証評価を受け、同協会の大学基準に適合していると認定されていることから、大学としての内部質保証システムは有効に働いてきたといえる。また、2015年度に大学基準協会から指摘された事項に関しては、2019年7月に改善報告書を提出する予定である(資料2-7)。さらに、2022年度に大学基準協会による認証評価を受ける予定である。

当大学の質保証システムの有効性に関しては、認証評価の過程で検証してきたが、2018年度以降は新たな内部質保証システムとしてのPDCAサイクルを始めたばかりであるため、その成果は継続したサイクルの中で検証をする必要がある。内部質保証システムの客観性や妥当性を担保するためには外部からの評価による検証も必要である。そこで、2019年2月に自己点検・評価規程内に外部評価の実施の項目を追加し、定期的に外部評価を実施する体制を定めた(資料2-4 第10条、資料2-8)。

現状の内部質保証システムの有効性に関しては今後の検証が必要である。しかしながら、

過去の自己点検・評価のシステムを踏襲して整備したため、有効に機能することが期待できる。

点検・評価項目④ : 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1 : 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点2 : 公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点3 : 公表する情報の適切な更新

本学では社会に対する説明責任を果たすため、学校教育法第172条2に基づいて教育情報を大学のWebページにて公表している。教育研究活動、財務、その他の諸活動の状況は教育情報のページとして公開している（資料2-9 <http://www.otani.ac.jp/data/nab3mq000012gsm.html>）。同様に各年度の自己点検・評価活動も大学のWebページにて公表している（資料2-10 http://www.otani.ac.jp/kikan_hyouka/nab3mq00004d2al.html）。公表しているもののうち、各年度で変化するものは毎年度更新を行っている。年度ごとに変化しない情報に関しては、変化がある段階で更新を行っている。

大学の情報の公開は広報委員会において企画・立案される（資料2-11）。情報の公開での個人情報に関しては、真宗大谷学園個人情報保護に関する規程によって規定されており、それに基づいて処理されている（資料2-12）。

公開されている情報は、教授会、理事会、大学運営委員会、内部質保証委員会等での審議を経ているため、公開する情報の信頼性や正確性も合わせて審議を経ていることを前提としている。また、2018年度以降の自己点検・評価報告書は大学基準協会による認証評価に準拠した形で作成している。財務情報に関しては会計士による監査を受け、その結果を大学のWebページ上に公開しており（資料2-13 http://www.otani.ac.jp/sinsyu_gakuen/nab3mq000004uo1.html）、教育に関わる情報は定期的な外部評価を経たものである（基準4参照）。ただし、本学の新たな内部質保証システムは最初のサイクルを始めた段階であり、外部評価や認証評価による客観性が完全に保証されているわけではない。

公表する情報の妥当性は学校教育法に基づいているため、公開する情報の範囲においては問題なく、社会に対する説明責任を果たしているといえる。

点検・評価項目⑤ : 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1 : 全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性

評価の視点2 : 適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価

評価の視点3 : 点検・評価結果に基づく改善・向上

既述のとおり、本学ではこれまでの自己点検・評価委員会の体制を刷新し、全学的な内部質保証の推進に責任を持つ組織として、2018年4月「内部質保証委員会」を立ち上げた。本委員会は、点検・評価活動で明らかになった課題を、具体的に改善していくために、委員長を学長とし、大学の運営に責任を持つ「大学運営委員会」の委員全員と、認証評価活動を担当する学長補佐を構成メンバーとしている。

本学における内部質保証のサイクルは、内部質保証委員会のもと、基準1から基準10までの項目を、職責を持つ組織・部局の活動を踏まえ各委員がそれぞれ担当し、点検・評価活動をおこない自己点検・評価報告書を作成し、その検証を内部質保証委員会で行うこととしている（資料2-4、資料2-6）。特に基準2「内部質保証」については、内部質保証委員会のもとに「運営部会」を設置し、内部質保証委員会の中から学監・副学長、4名の事務部長、担当学長補佐、教授会メンバーから若干名を学長が指名し、内部質保証システムの適切性の点検・評価、自己点検・評価報告書の検証、外部評価の実施、認証評価を受審するための報告書の作成を担当することとしている（資料2-4第9条、第10条）。「運営部会」での活動には、所管課である企画課の担当者も加わり、本学における内部質保証サイクルに係る企画・計画の立案、検証を担っている。また基準4に関しては、「教育課程・学修成果」の点検・評価については、本学の教育活動についての継続的な検証・提言を行う「教育推進室」及び「大学院運営委員会」のもとで、学部長、大学院研究科長が学科・専攻に自己点検・評価活動を指示し、それぞれに作成された報告書を集約し、学部・研究科の報告書として取りまとめ「教育推進室」に報告することとなっている（資料2-14）。

2018年度については、9-10月にかけて部局長、事務部長、学部・学科に自己点検・評価報告書の作成を依頼し、集約し上程していく必要がある基準4については、3月末を、その他の報告書については2月末を締切として集約を行っている。最終的な自己点検・評価報告書は、2019年6月に確定し、内部質保証委員会での点検・評価、改善指示については、それ以降に行う予定となっている（資料2-14）。

これら本学における内部質保証システムは、その途に就いたばかりであり、具体的な成果をあげるまでには至っていないが、大学基準が定める10の基準を指標として、本学の教育・研究活動を点検・評価し、継続的な改善にむすびつけていく基盤は整備できたと考えている。

（2）長所・特色（意図した成果が見られる（期待できる）事項）

どのような活動により効果が上がったと考えるのかも記載してください。

本学は2018年度より文学部・社会学部・教育学部の3学部体制がスタートしたばかりである。それにともない、自己点検・評価のシステムを内部質保証システムとして整備し、全学的な体制とすることが可能となった（資料2-15 <http://www.otani.ac.jp/news/nab3mq000005wp0p-att/nab3mq000005wp53.pdf>）。これまでの自己点検・評価活動においては、目標等の設定が比較的任意であったため、上位目的との整合性が間接的でPDCAサイクルの検証が間接的であった部分が否めない。しかし、全学的な内部質保証としての目的を明確にすることで、上位目標とそれに対する下位目標が明確になり、その検証過程まで

含めたサイクルの基盤を構築することができたといえる。今後、このシステムの検証も含めたサイクルを構築することで、より安定した内部質保証を進めることが可能になるであろう。

(3) 問題点 (改善すべき事項) *改善策がある場合は、その計画も記載してください。*

本学の内部質保証システムは、内部質保証委員会の制定により責任の所在が明らかになっており、改善プロセスに至る意思伝達の過程が明確になった。その結果、各部局の現状を踏まえたうえで PDCA サイクルを回すことが可能になり、その効果の検証が可能となった。しかしながら、サイクル自体の機能を客観的に評価するまでには至っていないことが問題点としてあげられる。

そこで、2018 年度の自己点検・評価報告書の外部評価を実施する。これにより、現状の内部質保証システムの有効性を検証する。内部質保証システムの有効性の検証は以下の計画で行う。

2019年度：外部評価による現システムの体制の確認と問題点が生じた場合のシステム改善

2020年度：外部評価の再度の実施による内部質保証システム体制の有効性の検証

(4) 全体のまとめ

現状で示したように、本学の内部質保証システムは全学的な体制をとることができるようになっており、その方針、責任の所在、全学的な体制の整備に関しては概ね妥当なシステムといえる。

今後は、長所として示したように、PDCA サイクルを継続的に回すことで安定的な内部質保証システムを確立するために、2019 年と 2020 年に外部評価の実施（予定）、2022 年に大学基準協会による認証評価を受審する。

しかし、本学における内部質保証システムは、2018 年度に最初の PDCA サイクルを実施し始めたばかりである。したがって、このシステムの有効性まで検証できておらず、また、改善に向けての明確な成果が得られてはいない。また、新設学部（社会学部・教育学部）に関しては卒業までの教育成果が得られていないため、教育上の内部質保証が有効に働いているかどうかが見えてこない。そのため、これらの学部が完成年度を迎える 2021 年度まで継続的な自己点検・評価報告書による検証、および、既存の学部（文学部）でのノウハウによる問題の検証、および、改善方法の適用を以下の計画で実施する。

2019年度：外部評価による内部質保証システムの有効性の検証

2020年度：外部評価による内部質保証システムの有効性の検証と新設学部における初年次教育を含めた教育効果の検証

2021年度：新設学部を含む教学上の内部質保証の検証と改善

2022年度：認証評価による内部質保証システムの客観的な検証

(5) 根拠資料

- 資料 2-1 「大谷大学学則」
- 資料 2-2 「大谷大学大学院学則」
- 資料 2-3 本学 HP「内部質保証の方針」
<http://www.otani.ac.jp/annai/nab3mq000003cn7u-att/nab3mq000003cnaz.pdf>
- 資料 2-4 「自己点検・評価規程」
- 資料 2-5 本学 HP「教育研究を始めとする各種方針」
<http://www.otani.ac.jp/annai/nab3mq000003cn7u.html>
- 資料 2-6 「2018年度以降の内部質保証システム（自己点検・評価活動）における組織」
- 資料 2-7 「大谷大学改善報告書」
- 資料 2-8 「外部評価に関する細則」
- 資料 2-9 本学 HP「教育情報の公表」
<http://www.otani.ac.jp/data/nab3mq0000012gsm.html>
- 資料 2-10 本学 HP「自己点検・評価活動」
http://www.otani.ac.jp/kikan_hyouka/nab3mq000004d2al.html
- 資料 2-11 「広報委員会規程」
- 資料 2-12 「真宗大谷学園個人情報保護に関する規程」
- 資料 2-13 本学 HP「真宗大谷学園 決算報告・事業報告」
http://www.otani.ac.jp/sinsyu_gakuen/nab3mq0000004uo1.html
- 資料 2-14 「2018年8月31日 第2回内部質保証委員会運営部会議事録」
- 資料 2-15 本学 HP「2017年度 大学事務局 自己点検・評価報告書」
<http://www.otani.ac.jp/news/nab3mq000005wp0p-att/nab3mq000005wp53.pdf>